

平成28年3月23日
株式会社やさしい手

生活援助の「介護過程」に関するアンケート

1. 調査目的と概要
2. 調査項目
3. 調査結果
4. アンケート結果のまとめ

1、アンケートの目的と概要

目的

「軽度者に対する生活援助サービス」に関して、経済・財政諮問会議（平成27年12月24日）で示された「経済・財政再生計画改革工程表」の中で、公的保険給付の範囲や内容について給付の見直しや地域支援事業への移行を含めて検討するとされた。本件に関する議論は、平成28年2月17日から議論がスタートした社会保障審議会介護保険部会において議論がされるものとされている。

このような状況を受け、やさしい手では、介護保険サービスとして実施がされている「生活援助」の「介護過程」に着目をしたアンケートを実施した。

アンケート概要

対象： 介護職員、ケアマネジャー【マクロミルモニタ会員(2014年7月時点)】
分析対象数： 103名
実施日： 2016年3月7日～ 2016年3月8日 24時間実施
実施方法： インターネットによるメール配信
ネットリサーチ業者：株式会社マクロミル

1、回答者属性

性別	N
単一回答	
男性	54
女性	49
全体	103

地域	N
単一回答	
北海道	5
東北地方	11
関東地方	28
中部地方	18
近畿地方	20
中国地方	9
四国地方	3
九州地方	9
全体	103

職業	N
単一回答	
公務員	1
経営者・役員	3
会社員(事務系)	26
会社員(技術系)	17
会社員(その他)	42
自営業	3
パート・アルバイト	9
学生	0
その他	2
無職	0
全体	103

世帯年収	N
単一回答	
200万未満	2
200～400万未満	23
400～600万未満	25
600～800万未満	14
800～1000万未満	14
1000～1200万未満	6
1200～1500万未満	1
1500～2000万未満	2
2000万円以上	3
わからない	7
無回答	6
全体	103

2、調査項目

- I . 生活援助の調理を実行するときに強く意識しながら行っているものについて
- II . 生活援助の洗濯・乾燥・取り入れ・収納を実行するときに強く意識しながら行っているものについて
- III . 生活援助の掃除・ゴミ出しを実行するときに強く意識しながら行っているものについて
- IV . 生活援助の買い物・薬の受け取りを実行するときに強く意識しているものについて
- V . 前問でご選択いただいた選択肢「その他」の内容について
- VI . 生活援助の給付がなくなった場合、要介護軽度者が買い物難民化する懸念について
- VII . 介護保険利用以外での買い物の代替機能として考えられるものについて
- VIII . 介護保険利用以外での調理行為そのものの代替機能として考えられるものについて
- IX . 軽度要介護者の在宅生活支援を目的とした適正なサービス回数について
- X . 生活援助の「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」を組み合わせたサービスの在宅生活継続への効果
- XI . それはどのような効果であるのか
- XII . ケアコール端末のような機器類が「介護過程」のサービスと統合されると機能の充実が図れると考えるか
- XIII . 「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」を組み合わせたサービスの存在は、サービス提供責任者を通じて、介護支援専門員、家族、医師、看護師へ情報供給されて、しかるべき働きかけを行うことによる効果向上の有無
- XIV . ケアコール端末のような機器類が「介護過程」のサービスと統合されると機能の充実が図れると考えるか

3、調査結果

～ I . 生活援助の調理を実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

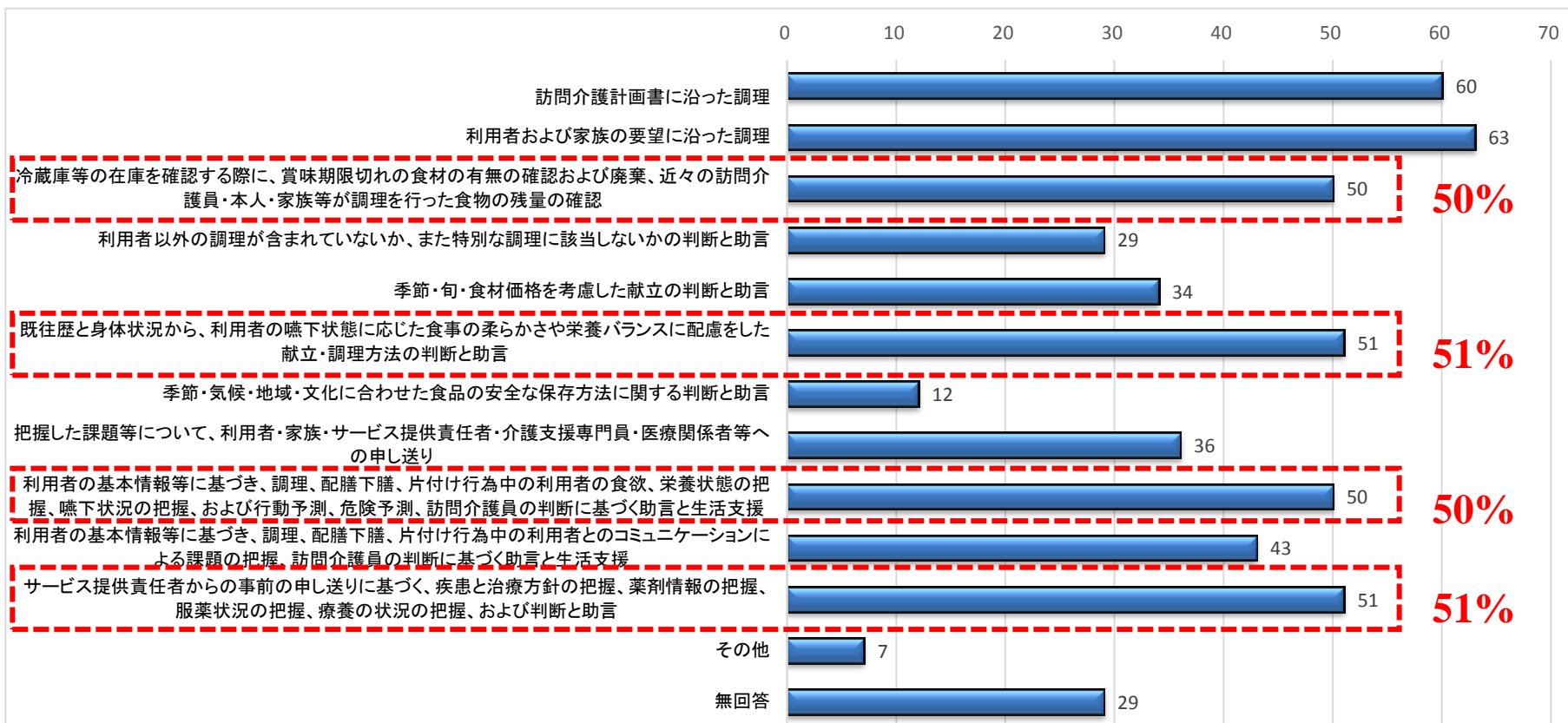
設問1 生活援助の調理を実行するときに強く意識しながら行っているものについて、下記の選択肢から上位5つまでを選択してください。

Q1		1位	2位	3位	4位	5位	全体		
生活援助 そのもの	1	訪問介護計画書に沿った調理	35	8	6	5	6	60	123
	2	利用者および家族の要望に沿った調理	20	22	4	11	6	63	
介護過程 (専門性が 必要な項目)	3	冷蔵庫等の在庫を確認する際に、賞味期限切れの食材の有無の確認および廃棄、近々の訪問介護員・本人・家族等が調理を行った食物の残量の確認	3	13	19	9	6	123	439
	4	利用者以外の調理が含まれていないか、また特別な調理に該当しないかの判断と助言	2	5	7	9	6	29	
	5	季節・旬・食材価格を考慮した献立の判断と助言	2	4	6	8	14	34	
	6	既往歴と身体状況から、利用者の嚥下状態に応じた食事の柔らかさや栄養バランスに配慮した献立・調理方法の判断と助言	11	11	17	7	5	63	
	7	季節・気候・地域・文化に合わせた食品の安全な保存方法に関する判断と助言	0	4	5	2	1	12	
	8	把握した課題等について、利用者・家族・サービス提供責任者・介護支援専門員・医療関係者等への申し送り	4	2	8	6	16	36	
	9	利用者の基本情報等に基づき、調理、配膳下膳、片付け行為中の利用者の食欲、栄養状態の把握、嚥下状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援	9	13	9	12	7	48	
	10	利用者の基本情報等に基づき、調理、配膳下膳、片付け行為中の利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援	6	9	8	12	8	43	
	11	サービス提供責任者からの事前の申し送りに基づき、疾患と治療方針の把握、薬剤情報の把握、服薬状況の把握、療養の状況の把握、および判断と助言	7	9	7	13	15	51	
その他	12	その他	4	0	1	0	2	94	
		無回答	0	3	6	9	11	29	

3、調査結果

～ I . 生活援助の調理を実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

- ①「利用者の既往歴・身体状況・嚥下状況等に応じた献立・調理方法の判断・助言」(51%)
- ②サービス提供責任者からの事前の申し送りに基づく、疾患と治療方針の把握、薬剤情報の把握、服薬状況の把握、療養の状況の把握、および判断と助言 (51%)
- ③「利用者の食欲、栄養状態の把握、嚥下状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援」(51%)
- ④「冷蔵庫等の在庫を確認する際に、賞味期限切れの食材の有無の確認および廃棄、近々の訪問介護員・本人・家族等が調理を行った食物の残量の確認」(51%)



3、調査結果

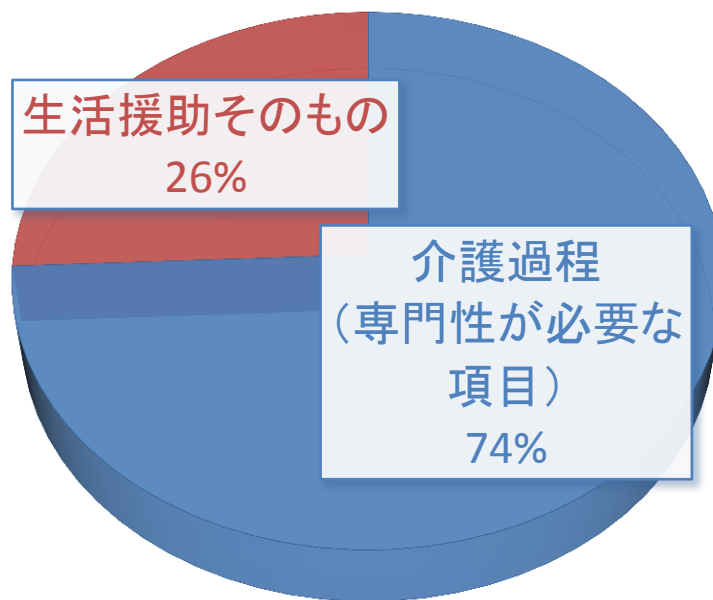
～ I . 生活援助の調理を実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

訪問介護員が生活援助サービスにて実施する「調理」について、選択項目を下記2つの類型に分類する

- (1)直接的な調理行為
- (2)専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(=介護過程)

「調理」を実行するときに強く意識する選択肢上位5位の総票数を100%とした場合、

- (1)直接的な調理行為が**26%**
- (2)専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(=介護過程)が**74%**



訪問介護員は「調理」行為を行いながら、「専門性に基づく観察・判断・情報収集」を行っていることが明らかになった。

訪問介護員が生活援助にて実施する「調理」行為は、単に「調理そのもの」を提供する意味だけではなく、調理行為を行いながら、専門性に基づく観察・判断・情報収集を行っていることを示す結果である。

3、調査結果

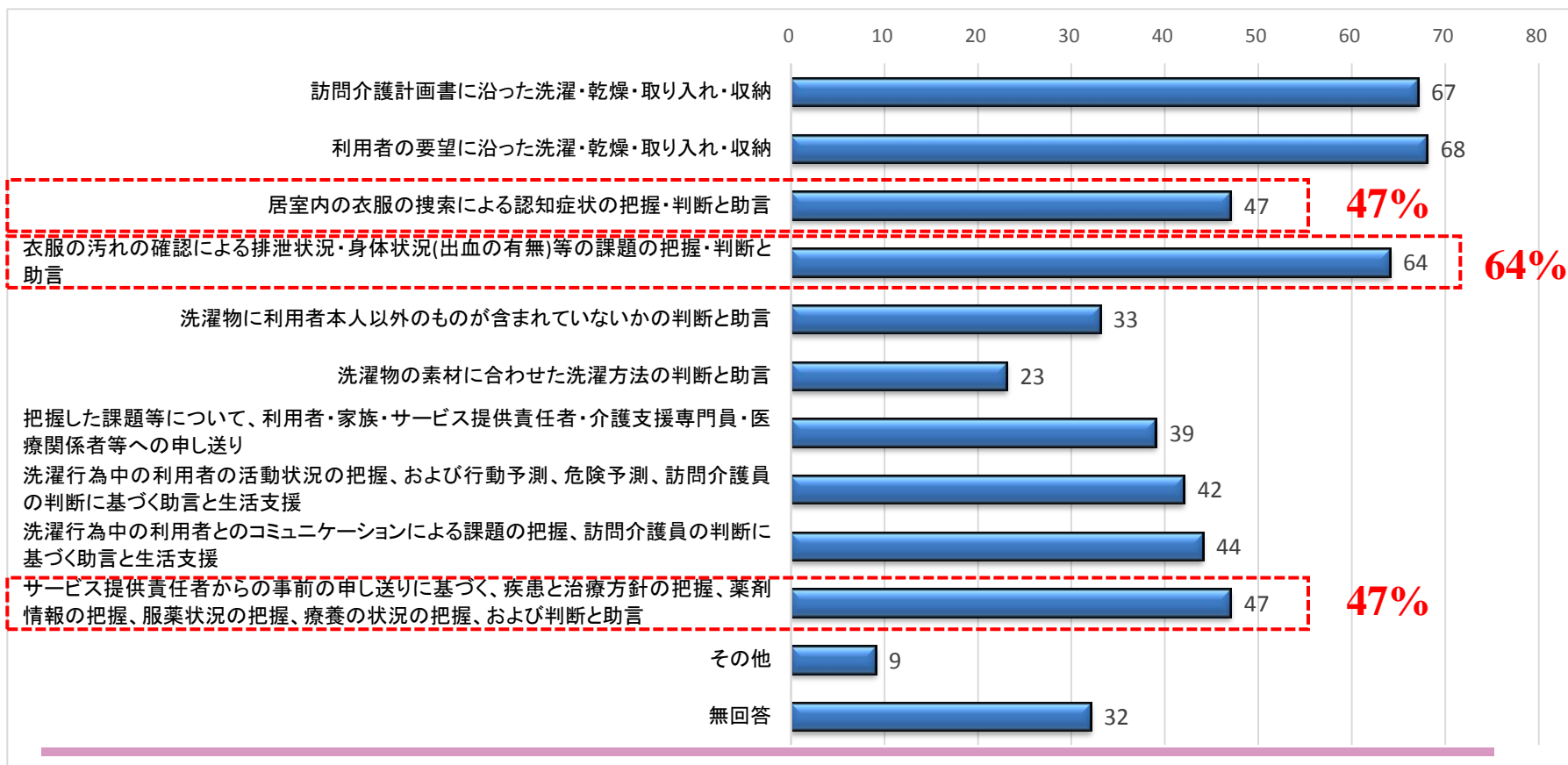
～ II . 生活援助の洗濯・乾燥・取り入れ・収納を実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

Q2		1位	2位	3位	4位	5位	全体		
生活援助 そのもの	1	訪問介護計画書に沿った洗濯・乾燥・取り入れ・収納	39	7	8	6	7	67	135
	2	利用者の要望に沿った洗濯・乾燥・取り入れ・収納	23	25	11	7	2	68	
介護過程（専門性が 必要な項目）	3	居室内の衣服の搜索による認知症状の把握・判断と助言	4	15	15	7	6	47	339
	4	衣服の汚れの確認による排泄状況・身体状況(出血の有無)等の課題の把握・判断と助言	11	16	13	16	8	64	
	5	洗濯物に利用者本人以外のものが含まれていないかの判断と助言	3	4	4	10	12	33	
	6	洗濯物の素材に合わせた洗濯方法の判断と助言	2	2	9	5	5	23	
	7	把握した課題等について、利用者・家族・サービス提供責任者・介護支援専門員・医療関係者等への申し送り	3	7	8	8	13	39	
	8	洗濯行為中の利用者の活動状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援	7	9	9	10	7	42	
	9	洗濯行為中の利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援	2	6	10	14	12	44	
	10	サービス提供責任者からの事前の申し送りに基づき、疾患と治療方針の把握、薬剤情報の把握、服薬状況の把握、療養の状況の把握、および判断と助言	6	7	9	10	15	47	
	11	その他	3	0	0	1	5	9	
		無回答	0	5	7	9	11	32	

3、調査結果

～ II . 生活援助の洗濯・乾燥・取り入れ・収納を実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

- ①「衣服の汚れの確認による排泄状況・身体状況(出血の有無)等の課題の把握・判断と助言」(64%)
- ②「居室内の衣服の搜索による認知症状の把握・判断と助言」(47%)
- ③「サービス提供責任者からの事前の申し送りに基づく、疾患と治療方針の把握、薬剤情報の把握、服薬状況の把握、療養の状況の把握、および判断と助言」(47%)



3、調査結果

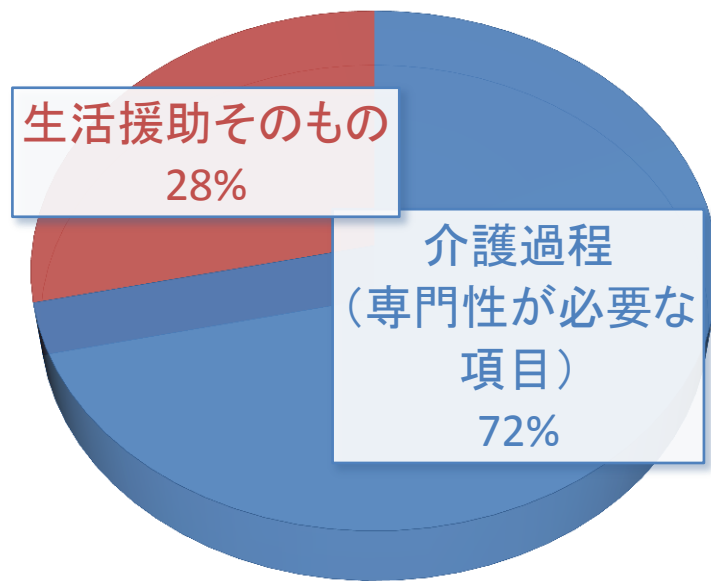
～ II . 生活援助の洗濯・乾燥・取り入れ・収納を実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

訪問介護員が生活援助サービスにて実施する「洗濯・乾燥・取り入れ・収納」について、選択項目を下記2つの類型に分類する

- (1) 直接的な調理行為
- (2) 専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(=介護過程)

「洗濯・乾燥・取り入れ・収納」を実行するときに強く意識する選択肢上位5位の総票数を100%とした場合、

- (1) 直接的な調理行為が**28%**
- (2) 専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(=介護過程)が**72%**



訪問介護員が生活援助にて実施する「洗濯・乾燥・取り入れ・収納」行為は、単に「洗濯・乾燥・取り入れ・収納そのもの」を提供する意味だけではなく、洗濯等行為を行いながら、専門性に基づく観察・判断・情報収集を行っていることを示す結果である。

3、調査結果

～ Ⅲ．生活援助の掃除・ゴミ出しを実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

設問3

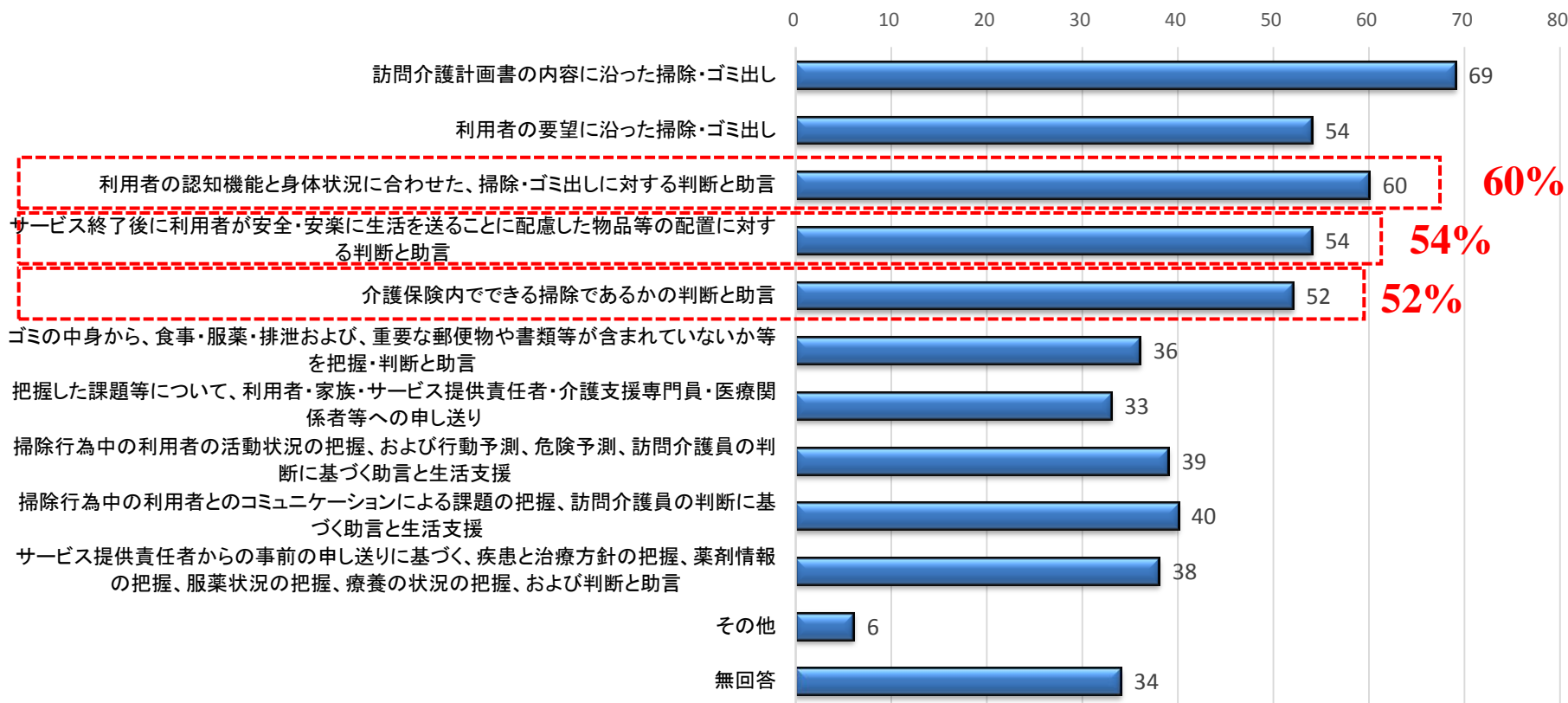
生活援助の掃除・ゴミ出しを実行するときに強く意識しながら行っているものについて、下記の選択肢から上位5まで選択してください。

Q3		1位	2位	3位	4位	5位	全体		
生活援助 そのもの	1	訪問介護計画書の内容に沿った掃除・ゴミ出し	40	10	9	2	8	69	123
	2	利用者の要望に沿った掃除・ゴミ出し	16	21	6	7	4	54	
介護過程 (専門性が 必要な項目)	3	利用者の認知機能と身体状況に合わせた、掃除・ゴミ出しに対する判断と助言	13	16	17	8	6	60	352
	4	サービス終了後に利用者が安全・安楽に生活を送ることに配慮した物品等の配置に対する判断と助言	6	9	11	16	12	54	
	5	介護保険内でできる掃除であるかの判断と助言	9	7	10	9	17	52	
	6	ゴミの中身から、食事・服薬・排泄および、重要な郵便物や書類等が含まれていないか等を把握・判断と助言	3	11	10	5	7	36	
	7	把握した課題等について、利用者・家族・サービス提供責任者・介護支援専門員・医療関係者等への申し送り	4	2	7	11	9	33	
	8	掃除行為中の利用者の活動状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援	1	10	12	13	3	39	
	9	掃除行為中の利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づく助言と生活支援	2	6	9	14	9	40	
	10	サービス提供責任者からの事前の申し送りに基づく、疾患と治療方針の把握、薬剤情報の把握、服薬状況の把握、療養の状況の把握、および判断と助言	7	6	5	9	11	38	
	11	その他	2	0	1	0	3	6	
		無回答	0	5	6	9	14	34	

3、調査結果

～ Ⅲ．生活援助の掃除・ゴミ出しを実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

- ①「利用者の認知機能と身体状況に合わせた、掃除・ゴミ出しに対する判断と助言」(60%)
- ②「サービス終了後に利用者が安全・安楽に生活を送ることに配慮した物品等の配置に対する判断と助言」(54%)
- ③「介護保険内のできる掃除であるかの判断と助言」(52%)



3、調査結果

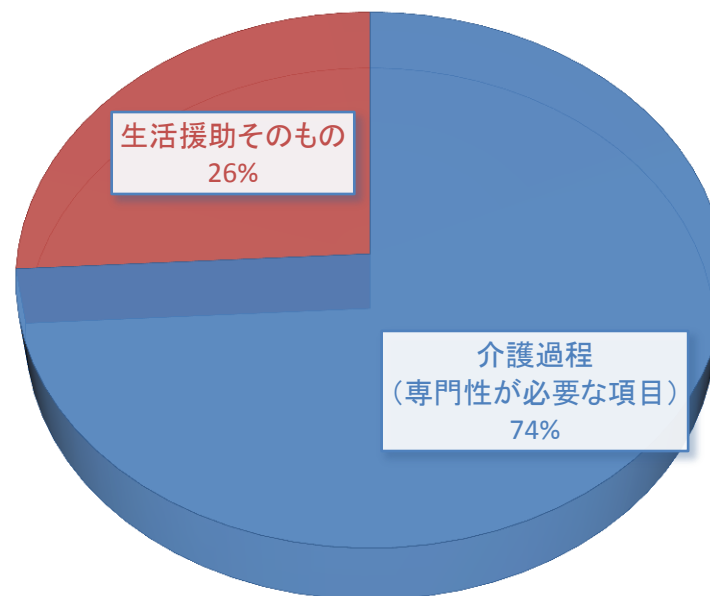
～ Ⅲ．生活援助の掃除・ゴミ出しを実行するときに強く意識しながら行っているものについて ～

訪問介護員が生活援助サービスにて実施する「掃除・ゴミ出し」について、選択項目を下記2つの類型に分類する

- (1) 直接的な調理行為
- (2) 専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(＝介護過程)

「掃除・ゴミ出し」を実行するときに強く意識する選択肢上位5位の総票数を100%とした場合、

- (1) 直接的な調理行為が**26%**
- (2) 専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(＝介護過程)が**74%**



訪問介護員が生活援助にて実施する「掃除・ゴミ出し」行為は、単に「掃除・ゴミ出しそのもの」を提供する意味だけではなく、掃除等行為を行いながら、専門性に基づく観察・判断・情報収集を行っていることを示す結果である。

訪問介護員は「掃除・ゴミ出し」行為を行いながら、「専門性に基づく観察・判断・情報収集」を行っていることが明らかになった。

3、調査結果

～ IV . 生活援助の買い物・薬の受け取りを実行するときに強く意識しているものについて ～

設問4

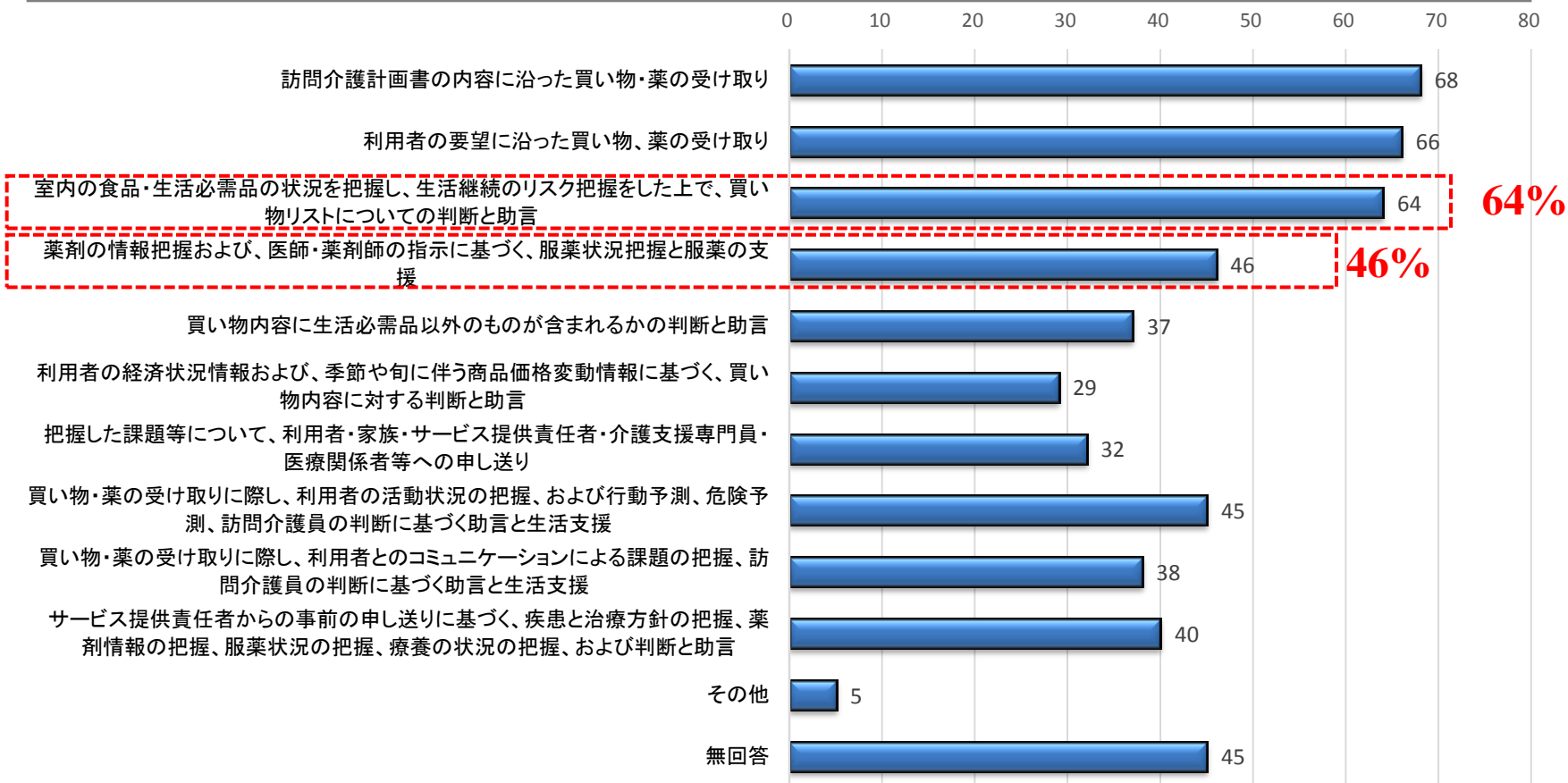
生活援助の買い物・薬の受け取りを実行するときに強く意識しているものについて、下記の選択肢から上位5つまでを選択してください。

Q4		1位	2位	3位	4位	5位	全体		
生活援助 そのもの	1	訪問介護計画書の内容に沿った買い物・薬の受け取り	38	14	6	5	5	68	134
	2	利用者の要望に沿った買い物、薬の受け取り	18	25	7	8	8	66	
介護過程 (専門性が 必要な項目)	3	室内の食品・生活必需品の状況を把握し、生活継続のリスク把握をした上で、買い物リストについての判断と助言	9	18	19	7	11	64	331
	4	薬剤の情報把握および、医師・薬剤師の指示に基づき、服薬状況把握と服薬の支援	9	4	17	12	4	46	
	5	買い物内容に生活必需品以外のものが含まれるかの判断と助言	5	6	6	10	10	37	
	6	利用者の経済状況情報および、季節や旬に伴う商品価格変動情報に基づき、買い物内容に対する判断と助言	1	1	8	12	7	29	
	7	把握した課題等について、利用者・家族・サービス提供責任者・介護支援専門員・医療関係者等への申し送り	2	9	8	5	8	32	
	8	買い物・薬の受け取りに際し、利用者の活動状況の把握、および行動予測、危険予測、訪問介護員の判断に基づき助言と生活支援	11	9	6	14	5	45	
	9	買い物・薬の受け取りに際し、利用者とのコミュニケーションによる課題の把握、訪問介護員の判断に基づき助言と生活支援	2	5	4	12	15	38	
	10	サービス提供責任者からの事前の申し送りに基づき、疾患と治療方針の把握、薬剤情報の把握、服薬状況の把握、療養の状況の把握、および判断と助言	6	5	11	5	13	40	
	11	その他	2	0	1	0	2		
		無回答	0	7	10	13	15		

3、調査結果

～ IV . 生活援助の買い物・薬の受け取りを実行するときに強く意識しているものについて ～

- ①「室内の食品・生活必需品の状況を把握し、生活継続のリスク把握をした上で、買い物リストについての判断と助言」(64%)
 ②「薬剤の情報把握および、医師・薬剤師の指示に基づく、服薬状況把握と服薬の支援」(46%)



3、調査結果

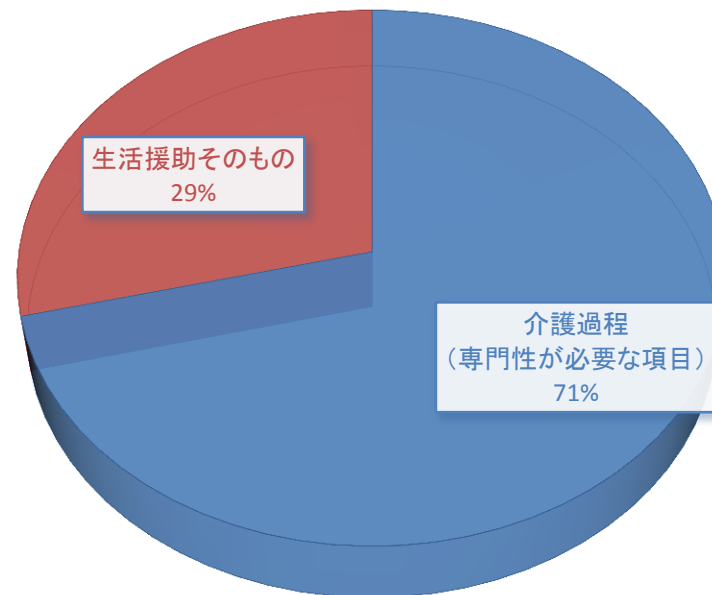
～ IV . 生活援助の買い物・薬の受け取りを実行するときに強く意識しているものについて ～

訪問介護員が生活援助サービスにて実施する「買い物・薬の受け取り」について、選択項目を下記2つの類型に分類する

- (1)直接的な調理行為
- (2)専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(=介護過程)

「買い物・薬の受け取り」を実行するときに強く意識する選択肢上位5位の総票数を100%とした場合、

- (1)直接的な調理行為が**29%**
- (2)専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(=介護過程)が**71%**



訪問介護員が生活援助にて実施する「買い物・薬の受け取り」行為は、単に「買い物・薬の受け取りそのもの」を提供する意味だけではなく、買い物等行為を行いながら、専門性に基づく観察・判断・情報収集を行っていることを示す結果である。

訪問介護員は「買い物・薬の受け取り」行為を行いながら、「専門性に基づく観察・判断・情報収集」を行っていることが明らかになった。

3、調査結果

～ V . 前問でご選択いただいた選択肢「その他」の内容について ～

設問5

前問(設問1～4)でご選択いただいた選択肢「その他」の内容について、具体的にお知らせください。

I . 生活援助の調理を実行するときに強く意識しながら行っているものについて	II . 生活援助の洗濯・乾燥・取り入れ・収納を実行するときに強く意識しながら行っているものについて	III . 生活援助の掃除・ゴミ出しを実行するときに強く意識しながら行っているものについて	IV . 生活援助の買い物・薬の受け取りを実行するときに強く意識しているものについて
会話	-	-	-
行っていない	行っていない	行っていない	行っていない
-	本人の身体的情報	-	-
-	その方と一緒にを行う方法	その方と一緒にを行う方法	その方が出来ること
利用者と共同でできるようにしている	利用者と共同で行えるようにする。	近所に迷惑をかけない	正確性
-	特にない	-	-
ない	ない	ない	ない
行っていない	元の位置に必ず戻す	ごみの中身の確認	
独居であるか、夫婦両方とも要介護要支援状態であるか確認します。	-	-	-
	天気	-	-
疾患を強く意識しながら利用者と会話しながら味付けする	干し方、たたみかたなど	分別	同じ品物なら低価格を心がける

3、調査結果

～ VI. 生活援助の給付がなくなった場合、要介護軽度者が買い物難民化する懸念について ～

設問6

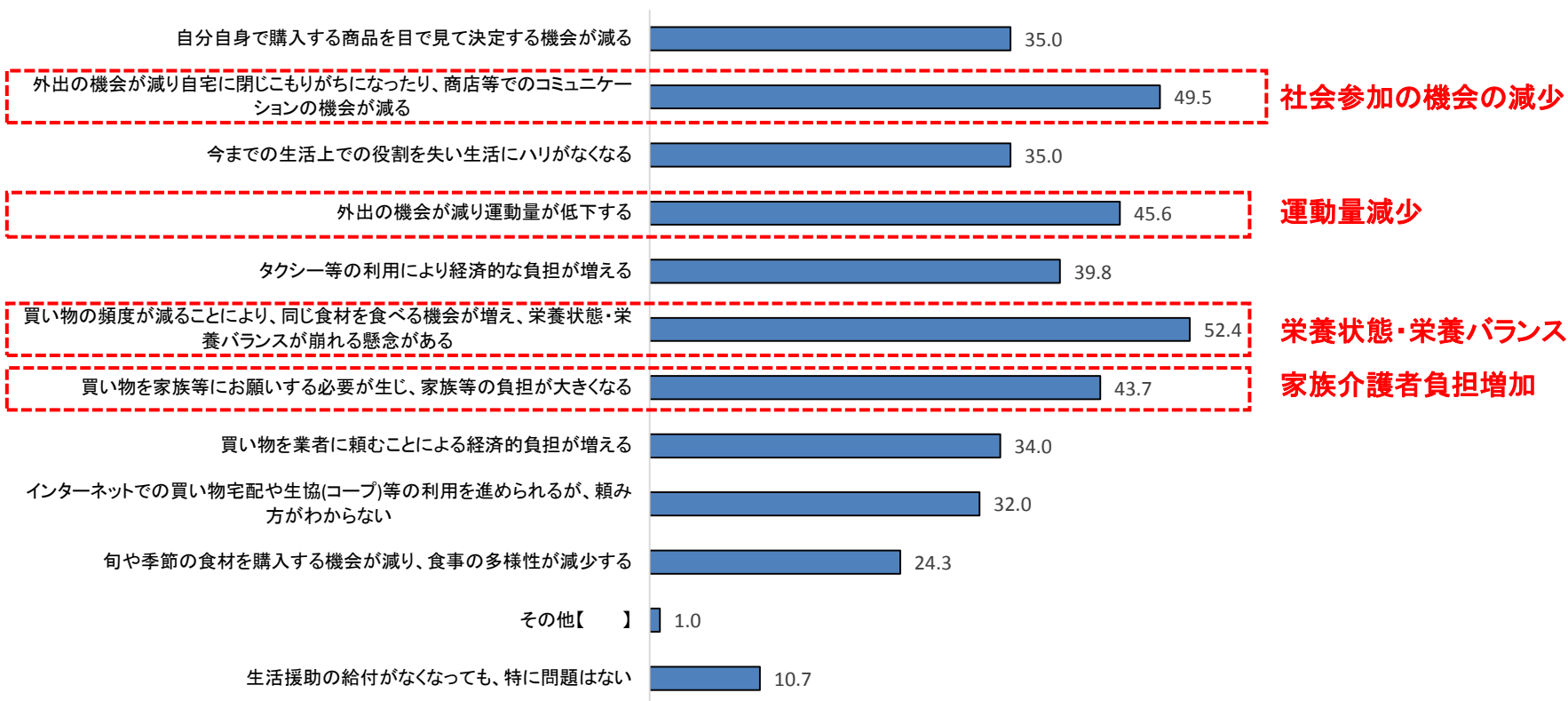
生活援助の給付がなくなった場合、要介護軽度者が買い物難民化する懸念が心配されます。下記についてあてはまると考えるものをすべて選択してください。

Q6	N	%
1 自分自身で購入する商品を目で見て決定する機会が減る	36	35.0 %
2 外出の機会が減り自宅に閉じこもりがちになったり、商店等でのコミュニケーションの機会が減る	51	49.5 %
3 今までの生活上での役割を失い生活にハリがなくなる	36	35.0 %
4 外出の機会が減り運動量が低下する	47	45.6 %
5 タクシー等の利用により経済的な負担が増える	41	39.8 %
6 買い物の頻度が減ることにより、同じ食材を食べる機会が増え、栄養状態・栄養バランスが崩れる懸念がある	54	52.4 %
7 買い物を家族等にお願いする必要が生じ、家族等の負担が大きくなる	45	43.7 %
8 買い物を業者に頼むことによる経済的負担が増える	35	34.0 %
9 インターネットでの買い物宅配や生協(コープ)等の利用を進められるが、頼み方がわからない	33	32.0 %
10 旬や季節の食材を購入する機会が減り、食事の多様性が減少する	25	24.3 %
11 その他【 】	1	1.0 %
12 生活援助の給付がなくなっても、特に問題はない	11	10.7 %
全体	103	100%

3、調査結果

～ VI. 生活援助の給付がなくなった場合、要介護軽度者が買い物難民化する懸念について ～

軽度用介護者が買い物難民になることによる懸念は、
 ①栄養状態・栄養バランス ③運動量の減少
 ②社会参加の機会の減少 ④家族介護者負担の増加 である。



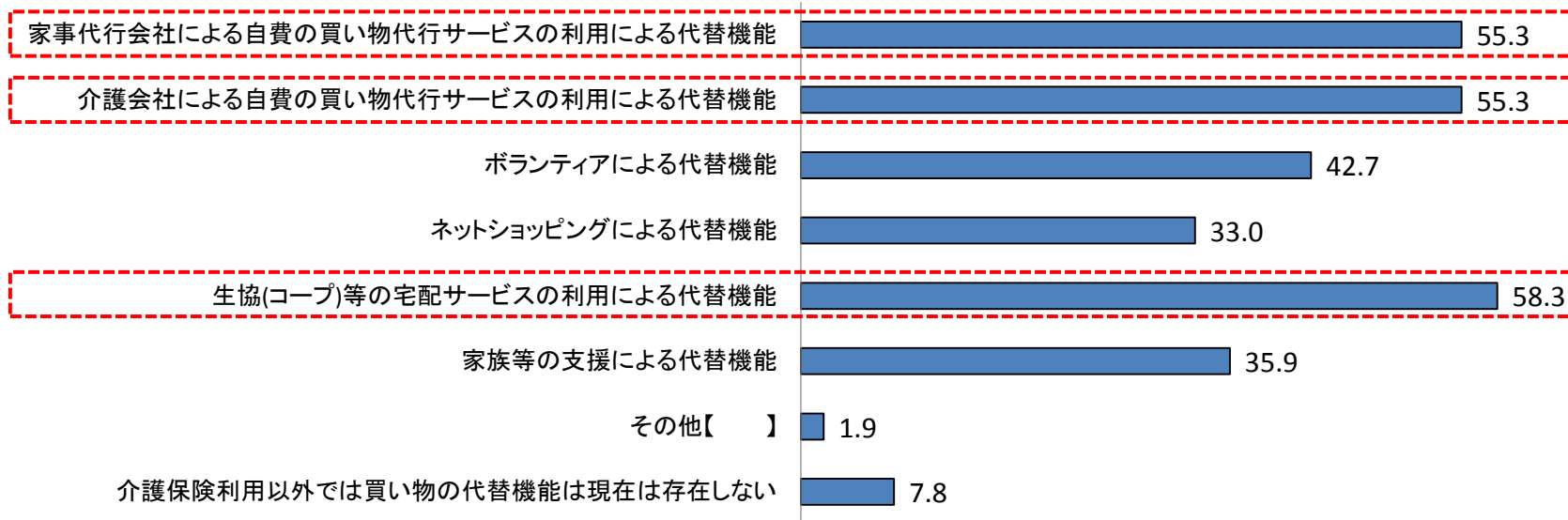
3、調査結果

～ VII. 介護保険利用以外での買い物の代替機能として考えられるものについて ～

設問7

介護保険利用以外での買い物の代替機能として考えられるものを下記の項目からあてはまるものをすべて選択してください。

買い物の代替機能として、「家事代行会社・介護会社による自費サービスの利用」と「宅配サービスの利用」が過半数を超える方が代替機能として有効であるとの回答を得た。
「買い物」行為自体には専門性は少なく、多くの代替機能が存在することを示す結果である。



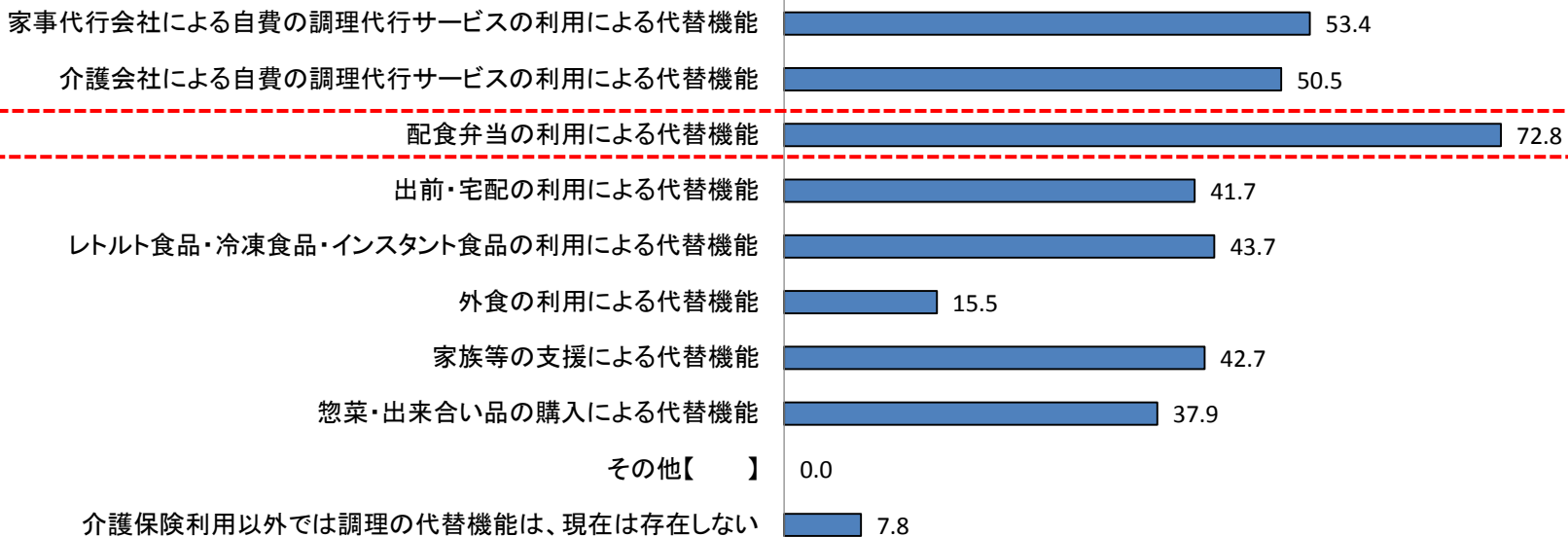
3、調査結果

～ VIII. 介護保険利用以外での調理行為そのものの代替機能として考えられるものについて ～

設問8

介護保険利用以外での調理行為そのものの代替機能として考えられるものを下記の項目からあてはまるものをすべて選択してください。

調理行為の代替機能として、「家事代行会社・介護会社による自費サービスの利用」と「配食弁当」が過半数を超える方が代替機能として有効であるとの回答を得た。特に「配食弁当」は72%の回答を得、大きな可能性を示唆する結果である。



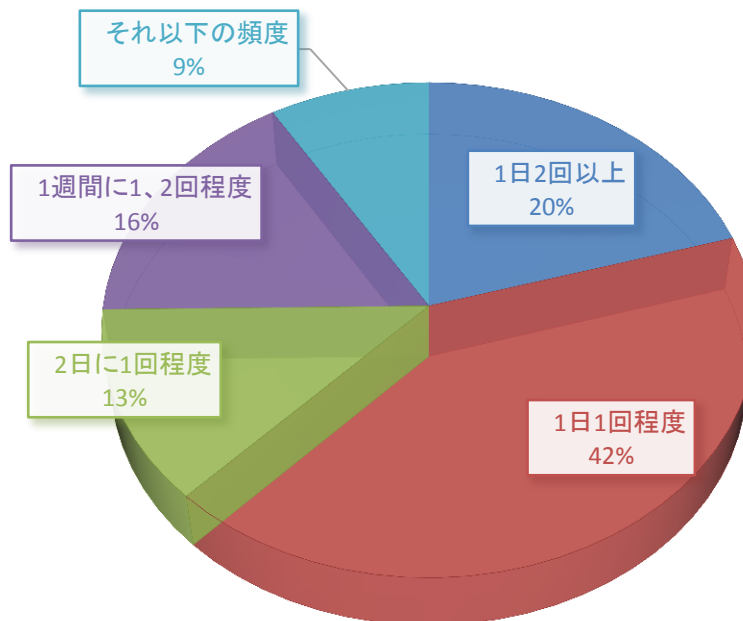
3、調査結果

～ IX. 軽度要介護者の在宅生活支援を目的とした適正なサービス回数について ～

設問9

「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスが軽度要介護者の在宅生活支援に効果を発揮するためには、1日1回以上の頻度が必要である。

「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスが軽度要介護者の在宅生活支援に効果を発揮するためには、1日1回以上の頻度が必要である。



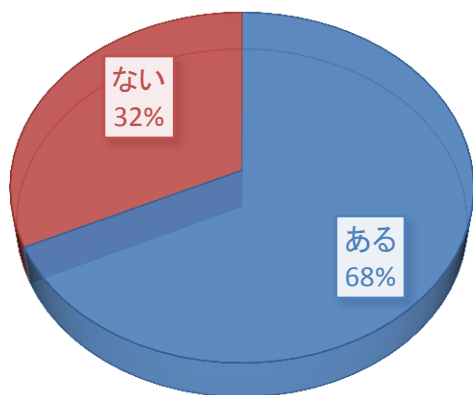
3、調査結果

- ～ X. 生活援助の「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」を組み合わせたサービスの在宅生活継続への効果
- ～ XI. それはどのような効果であるのか

設問10

生活援助の「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」を組み合わせたサービスの存在は、在宅生活継続へ繋がる効果があると思いますか。

「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスは在宅生活継続に寄与する



設問11

それはどのような効果であるのか選択肢の中からもっともあてはまるものを2つまで選択してください。

サービスの効果は「心身の変化・病状の変化の早期発見」「見守り・安否確認」である。

利用者情報(既往歴・服薬状況、生活歴等)に基づく観察による心身の変化・病状の変化の早期発見することができる

65.7

専門的な視点からの見守り、安否確認することができる

52.9

軽度要介護者の自立を支援することができる

25.7

専門性に基づく観察・判断・情報収集により得た情報を基にした医師、看護師、介護支援専門員との連携強化するこ…

22.9

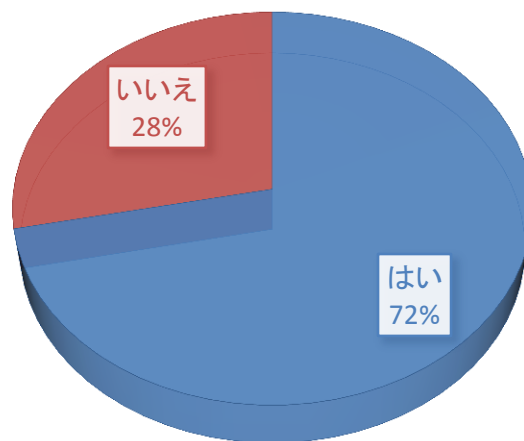
3、調査結果

～ XII. ケアコール端末のような機器類が「介護過程」のサービスと統合されると機能の充実が図れると考えるか ～

設問12

「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」を組み合わせたサービスの存在について介護保険法改正後に軽度者にサービスとして残存すると仮定した場合、定期巡回のケアコール端末のような機器類が「介護過程」のサービスと統合されるとなお一層機能が充実するとお考えですか。

定期巡回のケアコール端末のような機器類が「介護過程」のサービスと統合されると機能が充実する。



3、調査結果

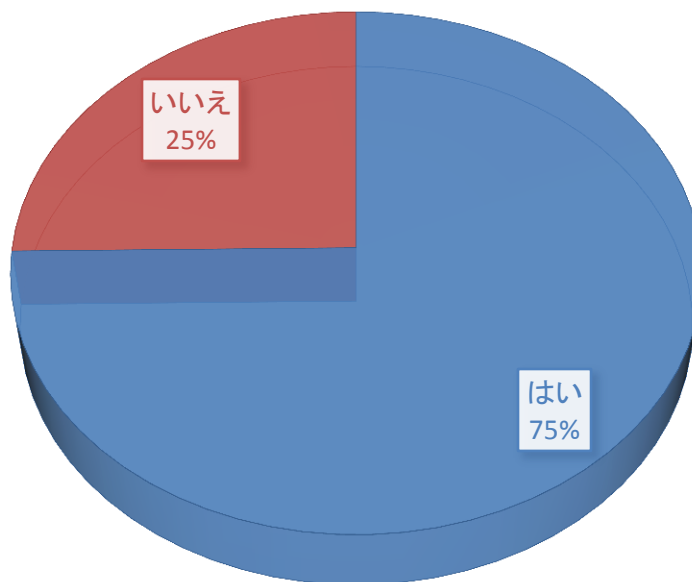
～ XIII. 「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」を組み合わせたサービスの存在は、サービス提供責任者を通じて、介護支援専門員、家族、医師、看護師へ情報供給されて、] しかるべき働きかけを行うことによる効果向上の有無 ～



設問13

「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」を組み合わせたサービスの存在は、サービス提供責任者を通じて、介護支援専門員、家族、医師、看護師へ情報供給されて、しかるべき働きかけを行うことによって、なおさら、効果を向上させることはできるとお考えですか。

「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」と組み合わせたサービスは他職種連携の効果を向上。



3、調査結果

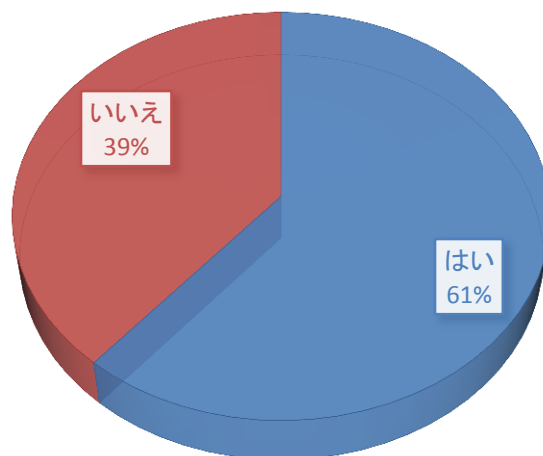
～ XIV. ケアコール端末のような機器類が「介護過程」のサービスと統合されると機能の充実が図れると考えるか ～

設問14

ケアコール端末のほか、最近ではIoT(物のインターネット接続※)機器などが開発されていますが、上記の「介護過程」機能を強化するために活用することができるとお考えですか。

※用語についてIoT【Internet of Things】モノのインターネット/インターネットオブシングスIoTとは、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

IoT(物のインターネット化)の技術によって「介護過程」の機能を強化することができるという回答は全体の61.2%となった。

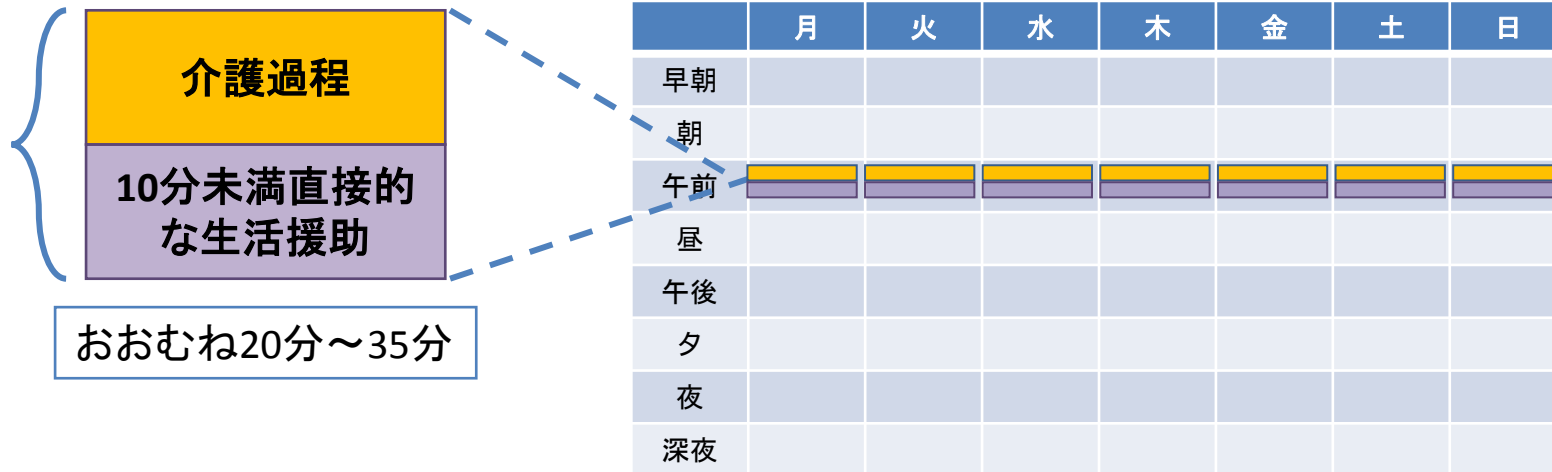


4、アンケート結果のまとめ 1

- 訪問介護員は行う生活援助を行う際に、「生活援助そのもの」だけではなく「専門性に基づく観察・判断・情報収集行為(介護過程)」を強く意識していることが明らかになった。
- 買い物難民化の懸念事項が「栄養状態・栄養バランス」「社会参加の機会の減少」「運動量の減少」「家族介護者負担の増加」であることが明らかになった。
- 買い物の代替機能として、「家事代行会社・介護会社による自費サービスの利用」と「宅配サービスの利用」が過半数を超える方が代替機能として有効であるとの回答を得た。
- 調理行為の代替機能として、「家事代行会社・介護会社による自費サービスの利用」と「配食弁当」が過半数を超える方が代替機能として有効であるとの回答を得た。特に「配食弁当」は70%を超える回答を得た。
- 「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスが軽度要介護者の在宅生活支援に効果を発揮するためには、1日1回以上の頻度が必要である。
- 「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスは在宅生活継続に寄与し、期待される効果は、「心身の変化・病状の変化の早期発見」「見守り・安否確認」である。
- 定期巡回のケアコール端末のような機器類が「介護過程」のサービスと統合されると機能が充実する。
- 「介護過程」と10分未満の「直接的な生活援助」と組み合わせたサービスは他職種連携の効果を向上させる。
- IoT(物のインターネット化)の技術によって「介護過程」の機能を強化できると回答は全体の61.2%となった。

4、アンケート結果のまとめ 2

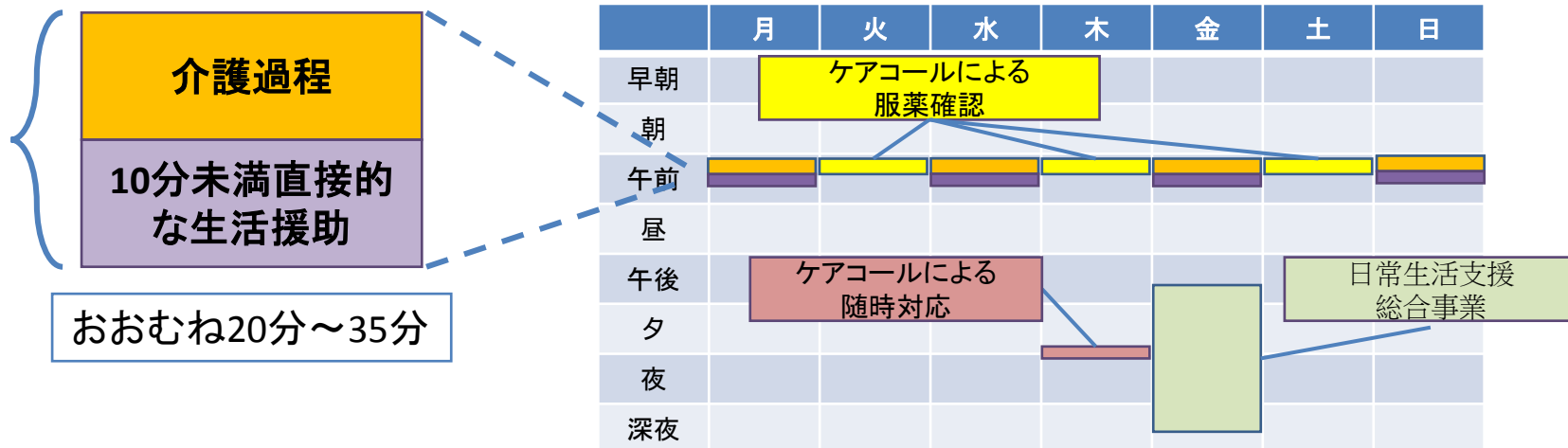
「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスの活用方法イメージ



- 1日1回「介護過程」と「10分未満の直接的な生活援助」の組み合わせのサービスを位置づけたプランが想定されている。
- 「介護過程」と「10分未満の直接的な生活援助」の組み合わせで1回あたりの単価を低減させながら、利用者と介護職員が「対話」に基づいて在宅生活継続を維持することができると思う。
- 退院直後や不安が強いときは「介護過程」と「10分未満の直接的な生活援助」の組み合わせの回数を確保しつつ、自立度が向上されるとともに、サービス提供回数を減少させていくことができるのではないか。

4、アンケート結果のまとめ 3

「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスとケアコール機器の活用

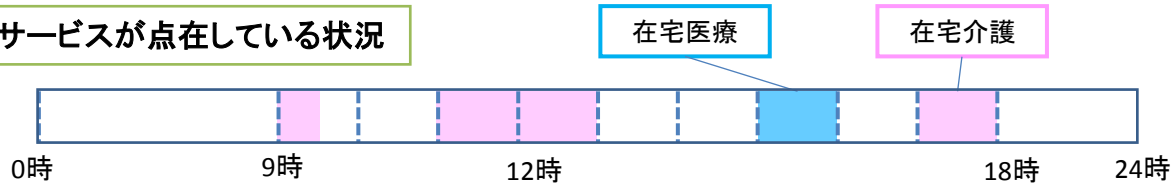


- 「介護過程」と「10分未満の直接的な生活援助」の組み合わせのサービスを位置づけとともに、「定期巡回」のケアコール機器の活用により、在宅生活継続の効果を拡大させることができる。
- ケアコール機器の活用により、定期的な声掛けなどの支援が可能となる。
- 定期的な声掛けには、「服薬確認」「独居要介護者の支援」などの機能が想定される。
- 「介護過程」と「10分未満の直接的な生活援助」と「介護予防・日常生活支援総合事業」の緩和型訪問型サービスとの組み合わせによって、介護給付としてふさわしい専門的なサービスと、緩和型のサービスの統合的提供の実現の可能性が高まるのではないかな。
- それぞれはICT機器を活用することによって、さらに生産性を高めることが可能となるのではないかな。

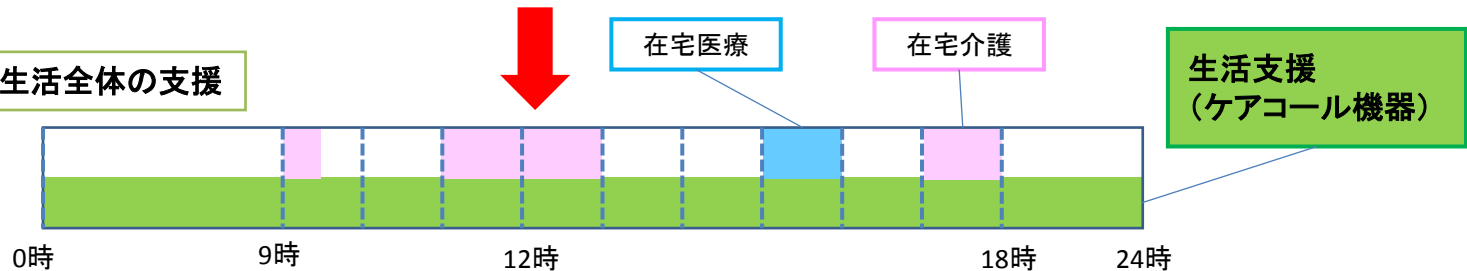
4、アンケート結果のまとめ 4

生活支援としてのケアコール機器による生活全体の支援

1日の時間の中でサービスが点在している状況



「生活支援」による生活全体の支援

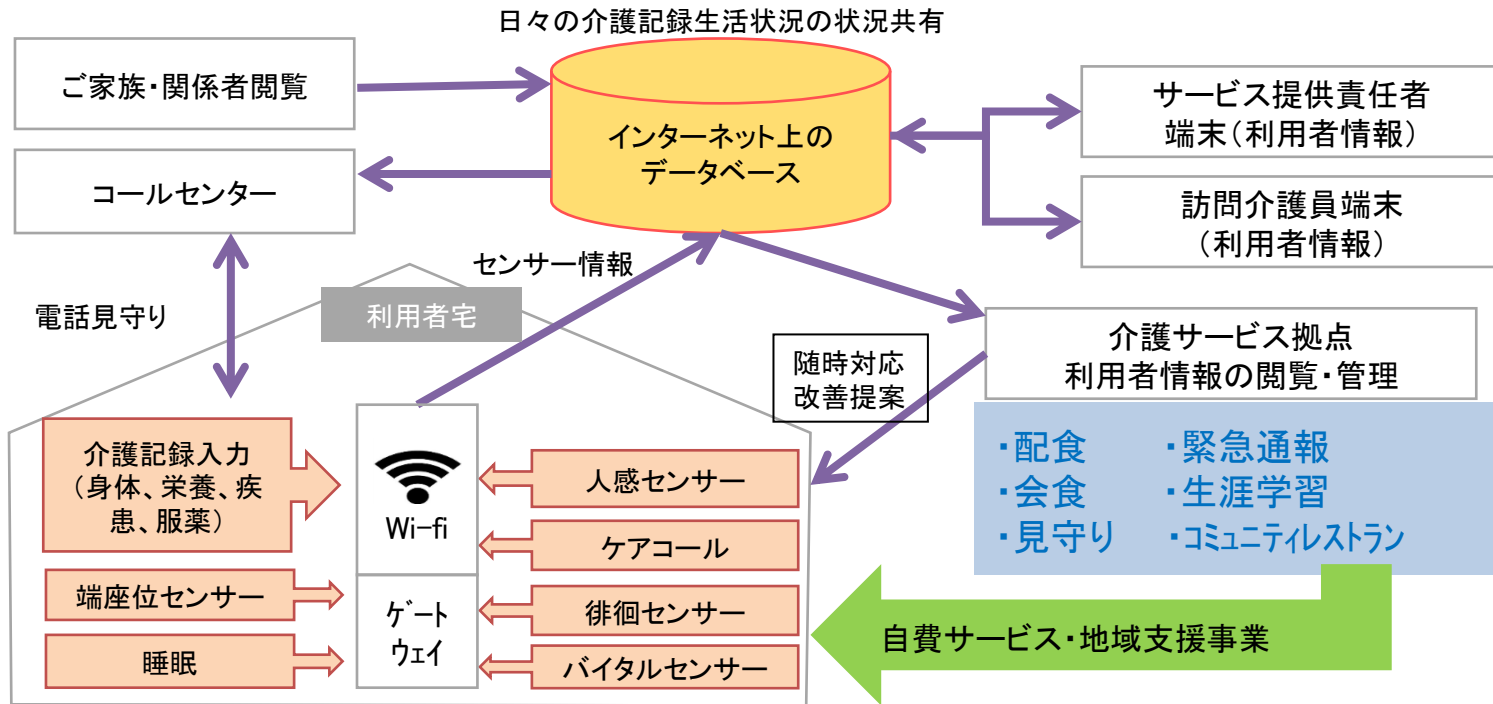


- 独居、日中独居、高齢者のみ世帯は、世帯の介護力の低下にともない、「生活支援」の重要性が高まっている。
ここでいう「生活支援」は「家族の代替的」「おせっかいな隣人的」機能と定義。
- 「在宅医療」と「生活支援」の統合により、疾患管理の支援を実現し、医学的根拠に基づいた「在宅介護」を説明し、さらに、「生活支援」そのものが、独居、高齢者のみ世帯の中重度の要介護高齢者の生活全体の把握と支援を行えると言える。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスなどの包括型サービスは、随時対応、随時訪問、看護による疾患管理、「生活支援」による生活全体の支援が付加されています。

4、アンケート結果のまとめ 5

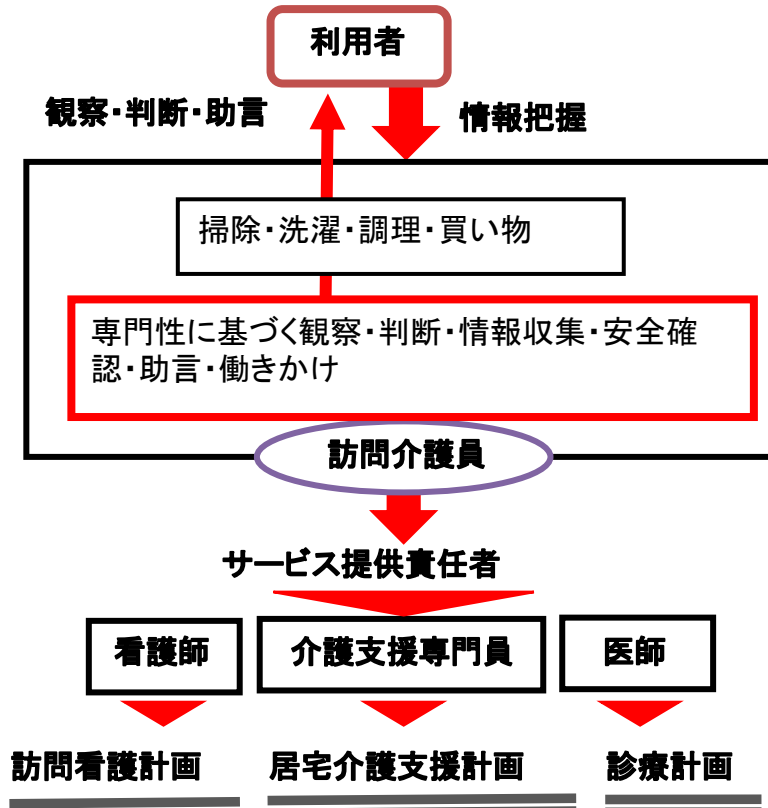
介護給付による「介護過程」と自費によるIoT機器生活支援の統合は「混合介護」として提供



- 「介護過程」と「10分未満の直接的な生活援助」の組み合わせのサービスを位置づけるとともにケアコール機器の活用により、在宅生活継続の効果を拡大させることができる。ケアコール機器からさらに進化し、IoT(物のインターネット化の技術の活用により、利用者一人一人のニーズに合わせた在宅生活支援、および自立支援の成果を拡大するサービスが可能となるのではないかと。生産性は高まるのではないかと。
- 介護給付による「介護過程」と自費によるIoT機器生活支援の統合は「混合介護」として提供されることが想定される。居宅介護支援において、統合的に「混合介護」が行われるかが重要なポイントとなる。

4、アンケート結果のまとめ 6

訪問介護員が実施する軽度要介護者に対する生活援助
サービスがもたらす専門職間の連携



掃除・洗濯・調理・買い物等を通じて専門性に基づく観察・判断・情報収集・安全確認がなされる。
掃除をしながら、単に掃除等を行っているだけの役割ではない。
訪問介護員自らが判断をおこなって、利用者本人の自己選択の支援・助言・働きかけを行っている。

訪問介護員が専門性に基づく観察・判断・情報収集により得た情報は、サービス提供責任者・介護支援専門員・看護師・医師の連携に欠かすことのできない情報源である。

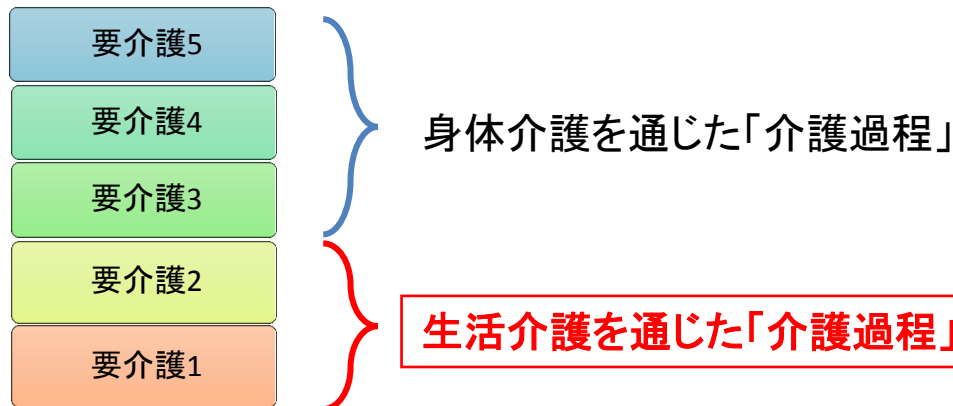
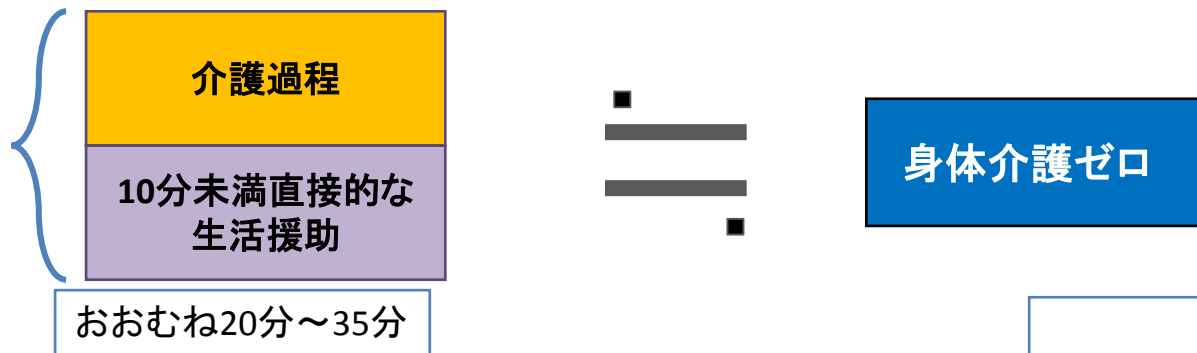
つまり、訪問介護員がもたらす「情報」は、「訪問介護計画」「居宅介護支援計画」「訪問看護計画」「診療計画」のPDCAサイクルをまわす手助けとなり、各計画の精度を高める効果があるのではなか。

- ・ 利用者との接触頻度の高い、訪問介護員は、チームケアを支える専門職の「目」や「耳」「触角」の機能を果たす。

4、アンケート結果のまとめ +α1

「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスと身体介護サービス

「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を組み合わせたサービスは、短時間身体介護サービスに近いのではないか。

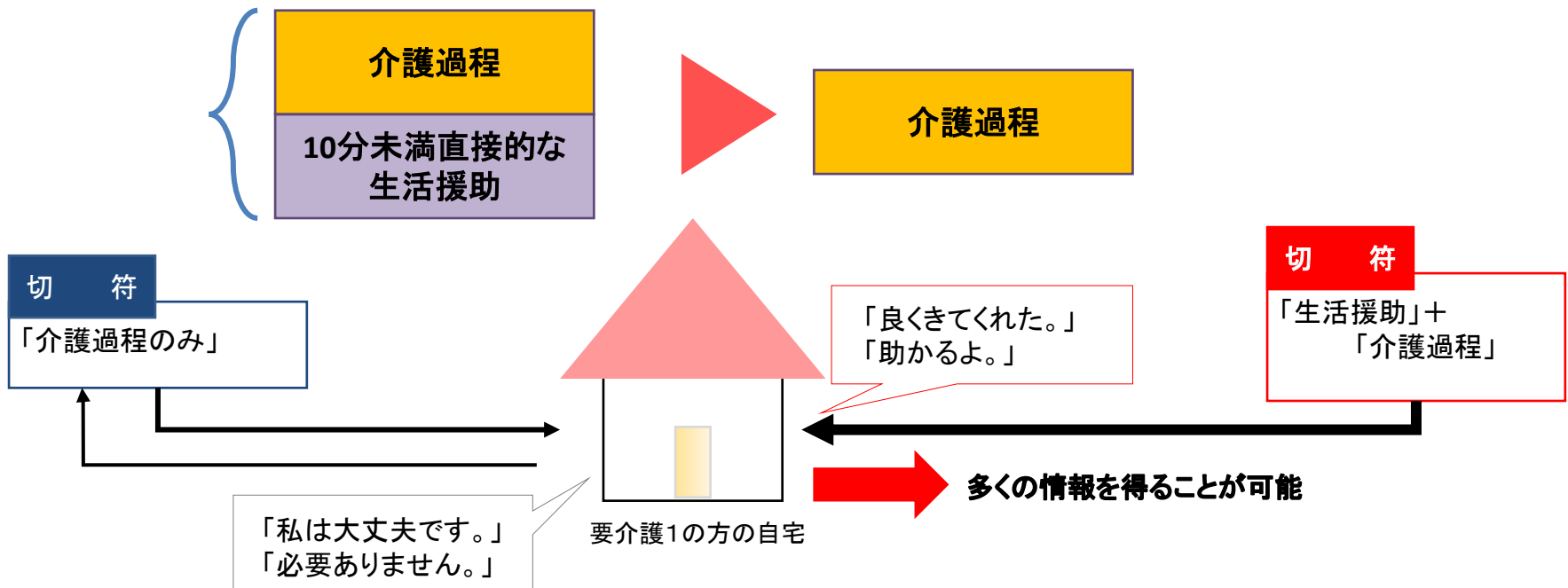


しかし、「身体介護ゼロ」を中重度の高齢者が利用をした場合、「身体介護行為」(排泄介助等)を理由に1日1回以上の頻度でサービス提供を行い、「身体介護行為」に伴う行為として「介護過程」が存在することができる。

一方、軽度要介護者の場合、「身体介護行為」を理由に1日1回以上の頻度で利用者宅を訪問することが困難である。だからこそ、「10分未満直接的な生活援助」に伴う行為として「介護過程」が実施される必要がある。

4、アンケート結果のまとめ +α2

「10分未満直接的な生活援助」と「介護過程」を区別することができるか？
軽度要介護者に「介護過程」のみのサービスが実施することは困難ではないか。



これまで直接的な生活援助に伴う「介護過程」の重要性に関して、言及してきたが、果たして、軽度要介護者に対して、「介護過程」のみサービスが実施可能か否か検討する必要がある。
軽度要介護者に実施する「介護過程」つまり、「専門性に基づく観察・判断・情報収集・安全確認・助言・働きかけ」は「直接的な生活援助」あることにより成立(入室できる)ものである。